

千葉医療センター地域医療連携ネットワーク運用管理規定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この運用管理規定は、千葉医療センター地域医療連携ネットワーク（以下、千葉医療ネットワーク）に参加する医療機関等（以下、参加施設）を結んだネットワークシステム、これに接続される機器及び周辺装置の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄及び破壊等を防止し、安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(名称及び適用範囲)

第 2 条

このシステムは千葉医療ネットワークと称し、適用範囲はネットワークシステム、ソフトウェア及びこれらに接続される機器とする。

第 2 章 千葉医療ネットワークの管理組織

(管理組織の名称及び目的)

第 3 条

千葉医療ネットワークの効率的な運用、適正な管理及び弾力的な規定の見直しを行うため、千葉医療ネットワーク管理委員会（以下「管理委員会」という）を置く。

規定を変更する際は管理委員会を開催し、管理委員会で決定する。

(管理委員会の構成)

第 4 条

管理委員会は、参加施設の関係者により構成する。委員は細則で定める。

(管理委員会の役員)

第 5 条

管理委員会に、次の役員を置く

統括管理者	1 名
副統括管理者	1 名
システム管理者	1 名

- 1 統括管理者は千葉医療センター副院長とする。
- 2 副統括管理者は千葉医療センター医療情報管理室長とする。

- 3 システム管理者は千葉医療センター医療情報管理室とする。

(統括管理者の業務)

第 6 条

統括管理者は、以下の項目について業務を行う。

- 1 統括管理者は必要に応じて管理委員会を開催する。
- 2 統括管理者は、千葉医療ネットワークの安全かつ適正な運用管理を図るため、千葉医療ネットワークの利用者に対し、システムの利用を許可、制限または禁止する。
- 3 統括管理者は、前項の措置を行うに当たっては、管理委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要し、管理委員会の意見を聞くことができない場合は、事後において管理委員会に報告するものとする。
- 4 統括管理者は利用者が個人情報保護の観点から適切かつ安全に利用しているかを必要に応じて監査を実施する

(副統括管理者の業務)

第 7 条

副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故ある時は、副統括管理者がその職を代行する

(システム管理者の業務)

第 8 条

千葉医療ネットワークの安全かつ適正な管理を行うために以下の項目についてシステムの管理を行う。

- 1 新規に医療機関等から参加申請があった場合は、別添様式 1 施設申請書の確認と、当院の事前調査を行い、問題なければ利用を許可し、参加施設の登録及び通知するものとする。
- 2 新規に利用者の申請があった場合は別添様式 2 利用者申請書を確認して利用を許可し、利用者 ID 及びパスワードを発行及び通知するものとする。
- 3 新たな機器の接続等の申し出があった場合は問題ないかを確認し、接続設定を行う。
- 4 利用者が個人情報保護の観点から適切かつ安全に利用しているかを必要に応じて監査を実施する。問題点が発見された場合には、速やかに必要な措置を講じる。
- 5 システム運用規定の細則について、これを定める。
- 6 上記の項目につき、管理委員会、統括管理者又は副統括管理者より依頼があった場合は、利用状況等を報告する。

(事務局)

第 9 条

管理委員会には事務局を置く。

事務局に関する事項については、管理委員会の開催についてのお知らせ、議事録、資料作成、苦情の受付等の庶務を行う。事務局の構成にあつては細則で定める。

第 3 章 千葉医療ネットワーク参加施設、管理責任者及び利用者

(参加施設)

第 10 条

千葉医療ネットワークを利用する施設は、別添様式 1 施設申請書をシステム管理者に提出し、システム管理者はこれを登録する。システム管理者は登録情報について速やかに統括管理者及び副統括管理者に報告する。

(参加施設管理責任者)

第 11 条

千葉医療ネットワークへの参加施設は、参加施設のシステムの責任者として参加施設管理責任者（以下、管理責任者）を置く。

- 1 管理責任者に変更があつた場合は、別添様式 1 施設申請書を、速やかにシステム管理者に提出する。
- 2 参加施設の管理責任者は、当該参加施設の利用者を追加または廃止する際は、システム管理者まで別添様式 2 利用者申請書に必要事項を記入し提出する。
- 3 管理責任者は、所属する利用施設の利用者に対する監督責任を負う。
- 4 管理責任者は、利用者以外の者に地域医療連携ネットワークを利用させてはならない。

(利用者)

第 12 条

- 1 千葉医療ネットワークを利用できるもの（以下「利用者」）は、第 10 条で利用を認めた施設の職員であり、別添様式 2 利用者申請書を管理責任者に提出し、システム管理者が認めた者に限られる。
- 2 利用者は医師に限らず、看護師、薬剤師、放射線技師、理学療法士、作業療法士、MSW、事務職員等の、医療従事者について認められるものとする。ただし、職種によって閲覧できる情報はシステム管理者が決定する。

第 4 章 千葉医療ネットワークの利用

(利用施設、利用者の設定)

第 1 3 条

- 1 千葉医療ネットワークの利用に際しては、システム管理者が、利用者ごとにその申請に基づき、専用の利用者識別番号（以下「ユーザ ID」）を付与し、利用権の管理を行う。
- 2 利用者及び参加施設の管理責任者は、利用者が規定に則った正当な使用を行わないために生じた事故や障害に対して、責任を負う。
- 3 パスワードの有効期限は最終更新の日から起算して 3 カ月とし、利用者は、有効期限までの間に随時パスワードを更新するものとする。なお、パスワードの再発行等に関しては細則に規定する。

(利用者の責務)

第 1 4 条

利用者は千葉医療ネットワークの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 1 利用者は、千葉医療ネットワークの利用について、この規定の他、システム管理者が定める細則及びこれに基づくシステム管理者の指示に従わなければならない。
- 2 本システム上の診療情報の、接続機器への保存及び外部媒体への複写（印刷を含む）並びにこれに類する行為は、厳に禁止する。
- 3 利用者は、いつ、だれが、どの患者の医療情報を閲覧したかの利用記録は、本システム上に記録され、システム管理者側により閲覧されうることを予め了承するものとする。
- 4 利用者は、利用者 ID 及びパスワードについて、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、必要に応じてパスワードを変更する等の措置を講じなければならない。
- 5 利用者は、千葉医療ネットワークで知り得た情報を診療以外の目的で使用してはならない。
- 6 利用者は、千葉医療ネットワークで知り得た情報をみだりに第三者に伝えてはならない。
- 7 利用者は、千葉医療ネットワークの情報を診療の目的以外での使用については、細則に定める場合に限定し、管理委員会の許可を得なければならない。
- 8 利用者は、細則に規定する事項に従わなければならない。

(運用時間)

第 15 条

千葉医療ネットワークの運用については、第 20 条に定めた時間を除き、常時使用できるものとする。

(接続機器)

第 16 条

千葉医療ネットワークを利用する施設は、セキュアな通信ソフトウェア等を用いて接続しなければならない。また配布される証明書をインストールして接続しなければならない。接続機器については、システム管理者が許可した機器に限る。また、千葉医療ネットワークに接続する機器についてはウイルス対応ソフトをインストールしたものを使用する。ウイルス定義ファイルについては、利用施設の管理責任者の責任において常に最新化を行うものとする。OS 等、詳細な設定については細則で定める。

第 5 章 千葉医療ネットワークの運用

(個人情報保護法の遵守)

第 17 条

千葉医療ネットワークにかかわるデータは全て個人情報保護法の適用範囲とし、参加施設及び利用者は個人情報保護法を遵守するものとする。

(患者の同意)

第 18 条

- 1 千葉医療ネットワークの患者のデータを登録する場合には、各施設でその内容を患者に説明したうえで、別添様式 3 患者同意書に必要事項を記載していただき、同意を取らなければならない。
- 2 前項の規定について、患者から同意書の取得が困難な場合は、代理人から同意書を取得すること。その際、利用者は代理人の身分を確認すること。

(同意の撤回)

第 19 条

- 1 千葉医療ネットワークに登録されている患者から、同意の撤回について意思表示があった場合は別添様式 4 患者同意撤回書に必要事項を記載していただき、速やかに千葉医療センター医療情報管理室あてに FAX しなければならない。千葉医療センター地域医療連携室では速やかに登録情報を削除しなければならない。

- 2 前項の規定について、意思表示が困難な患者の代理人から撤回の意思表示があった場合は、代理人から同意書撤回書を取得すること。その際、利用者は代理人の身分を確認すること。

(データの管理)

第 20 条

千葉医療ネットワークのデータは、管理委員会が了承している範囲内で利用することとする。

- 1 登録された患者データは、最後に閲覧された時点から 5 年を経過した時点で、自動的に削除される。
- 2 千葉医療ネットワークの患者データは複製情報であり、原本である電子カルテのデータは、千葉医療センターが法令等に従い管理する。

(システムの停止)

第 21 条

- 1 統括管理者は、次の各号に掲げる場合、千葉医療ネットワークの一部または全部について、その利用を制限または停止することができる。
 - 1 千葉医療ネットワークに障害が発生した場合
 - 2 機器等の増設または交換を行う場合
 - 3 データの滅失及び棄損からの復旧を行う場合
 - 4 データのバックアップ等、地域医療連携ネットワークの管理上の理由から必要と認められる場合
 - 5 千葉医療センターで電子カルテを停止する場合
 - 6 その他、統括管理者が必要と認める場合
- 2 毎日深夜にサーバの提示再起動のため、システムを一時停止する。時間については細則に定める。

(問い合わせ窓口)

第 22 条

利用者からの質問、問合せ等を受け付けるため、千葉医療センターに設置する問合せ窓口を設置する。問い合わせ窓口は千葉医療センター医療情報管理室とし、対応が難しい場合は富士通のサポートセンターに問い合わせるものとする。

平成 26 年 3 月 6 日

千葉医療センター・
地域医療連携ネットワーク運用管理規定 (Ver.8)

(保守)

第 2 3 条

千葉医療センター内に設置されているサーバ等についてはシステム管理者が保守する。
参加施設の機器については各参加施設で保守する。

(情報漏洩発生時)

第 2 4 条

千葉医療ネットワークから個人情報等の情報の漏洩が発生したと疑われる場合、管理委員会の役員は千葉医療ネットワークの運用の制限し、必要な対策を講じ、管理委員会等で協議する。

(大規模災害時)

第 2 5 条

総括管理者は、大規模災害が発生した場合、千葉医療ネットワークの通常の運用を制限することができる。

第 6 章 細則

(細則)

第 2 6 条

システム管理者は、この規定を実施するために必要とされる事項について、別に細則を定める。

附則

この規定は、平成 2 6 年 3 月 7 日から施行する。